

全建労発第151号
平成18年3月8日

各都道府県建設業協会
事務局 長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平 申 二



建設産業人材確保・育成推進活動への協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、国土交通省総合政策局労働資材対策室長より、建設産業人材確保・育成推進活動への協力について、別添1のとおり依頼がありました。

また、同活動の一環として、人材対策に関する取組事例の募集等への協力について、別添2のとおり依頼がありました。

つきましては、同活動について、貴協会のご協力をお願いしますと共に、貴協会傘下会員に対してご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上



建設産業の人材対策事例の募集について

1. 趣旨

建設産業人材確保・育成推進活動中、建設業に従事する労働者に係る人材対策に関して、著しい功績があると認められる者（企業等）に国土交通大臣顕彰又は総合政策局長顕彰を授与し、その努力と功績をたたえるとともに、これを広く周知するものである。

2. 被顕彰者及び顕彰基準

被顕彰者は、建設業に従事する労働者に係る先進的で特色のある人材対策のうち、人材の活用・育成・定着や雇用労働条件の改善への取組を通じて、労働生産性の向上、労働者の福利厚生等の面で特に功績があり、他の模範と認められる者（企業等）とする。（詳細は別紙3〔顕彰基準〕のとおり）

3. 顕彰権者

顕彰は国土交通大臣又は総合政策局長が行う。

4. 募集内容

募集事例は、「人材の活用・育成・定着」、「雇用労働条件の改善」又はこれら両方をテーマとし、題名を設定の上、これらのテーマに関する具体的な取組内容を図表、写真等を用いて分かりやすく簡潔にまとめたものとする。

原則としてA4判、縦置き、横書きの文書で提出するものとする。

5. 募集方法

- ① 都道府県建設業協会内に設けられている建設産業人材確保・育成推進協議会等は、募集窓口を設置し、都道府県内の企業等に呼びかけ、事例を募集する。
- ② 全建、日建連、土工協、建築協、全国建産連及び建専連は、会員及び傘下企業に呼びかけ、事例を募集する。事例は、本社所在地の都道府県の建設産業人材確保・育成推進協議会等に提出する。

6. 被顕彰者の選考

- ① 全国8ブロックごとに数事例程度選考し、顕彰推薦書（別紙4）に、企業概要調書（別紙5）、取組内容を示す資料及び参考資料を添付して、国土交通省に推薦すること。
- ② 国土交通省での被顕彰者の選考は、建設産業人材対策事例選考委員会において行う。

7. 顕彰方法等

顕彰は、建設産業人材確保・育成推進協議会全国会議（7月25日（火）開催予定）の中で、顕彰状を授与して行う。

8. 募集等の日程

①ブロックごとの募集期間：各ブロックごとに定めること

②ブロックから国土交通本省への推薦：平成18年6月9日（金）まで（必着）

9. 広報

全建、日建連、土工協、建築協、全国建産連、建専連、都道府県建設業協会等の広報誌、機関誌等に募集広告を掲載する。

頭 彰 基 準

被頭彰者は、建設業に従事する労働者に係る先進的で特色のある人材対策のうち、人材の活用・育成・定着や雇用労働条件の改善への取組みを通じて、労働生産性の向上、労働者の福利厚生改善等の面で特に功績があり、他の模範と認められる者（企業等）とする。

(1) 人材の活用・育成・定着

技能工の訓練等により、人材の活用・育成・定着を通して労働生産性の向上が図られるとともに、建設業に従事する労働者が生涯を通じた職業意識を醸成し、労働意欲と生き甲斐を持ちながら職業生活を送ることが出来る体制が整えられていること。

具体的には、

- ① 認定職業訓練校の開校や現場実習の活用をはじめとする長期的な視野に立脚した教育訓練体系の整備により、労働生産性の向上が図られている例
- ② 体系的な教育訓練、資格取得等により、能力向上に対する評価・処遇及び昇任の体系が整備されている例
- ③ 女性・高齢者の活用により、労働意欲と生き甲斐を持ちながら職業生活を送ることが出来る体制が整備されている例

(2) 雇用労働条件の改善

生産工程や生産方法の見直し等を通じ、労働生産性を向上させ、雇用労働条件の改善（特に労働時間短縮の定着等）を実現したものであること。

具体的には、

- 工程の合理化、効率化等により、工期が短縮され、労働時間の短縮が図られている例。